

中京大学 外国人留学生 生活マニュアル

中京大学国際センター 2010年4月

外国人留学生の皆さんへ

この「外国人留学生生活マニュアル」は、中京大学に入学・在学している外国人留学生の皆さんが、より良い学生生活を送るためにぜひ覚えて頂きたい情報をまとめたものです。

本学にはこの手引きのほかに、「学生便覧」や「学科目時間割」があります。

留学生の皆さんは、まずそれらをよく読んで、内容を十分理解してください。

また、指示されたガイダンスなどには必ず出席して、学習方法や学生生活の過ごし方等についての理解を深めてください。教職員・先輩の外国人留学生や日本人学生と積極的に交流することも風俗・習慣・言語・文化など、自国と異なる日本における留学生生活を実り多いものにし、本学での学習の成果を一層高めることに役立つでしょう。

この「外国人留学生 生活の手引き」が、皆さんにとって在学中の手助けとなることを願っています。

中 京 大 学
国 際 セ ン タ ー

国際センターについて

国際センターは、本学の学生の国際交流全般にかかわる事務を取り扱っています。
外国人留学生の皆さんに関しては、主に下記のような仕事をしていますが、これ以外の
ことでも、わからないことや困った時は相談に来てください。

尚、国際センターは、名古屋キャンパスはセンタービルの1階にあります。

豊田キャンパスは、本館事務棟2階に国際センター分室があり、長期休暇を除き、原則
として毎週月曜日と金曜日のお昼休憩(11:30～14:00)に職員が受付対応しています。有
効にこの時間を利用するように、ご協力をお願いします。

【国際センター事務室で扱う外国人留学生に関する主な業務】

- ◆ 中京大学に在籍する外国人留学生の名古屋入国管理局への在留資格関連の各種申請に関する手続き
- ◆ 外国人留学生対象の各種奨学金、なごや市民支援金の募集・申請・その他手続き
- ◆ 外国人留学生へのガイダンス(主に新入生対象)
- ◆ 国際留学生会館入居に関する手続き
- ◆ 外国人留学生のための生活相談
- ◆ 外国人留学生対象の、学内・学外のイベントの告知・運営 など

< 受付時間 >	9:00 - 17:00 (月～金曜日) 9:00 - 12:30 (土曜日) 豊田キャンパスは月曜日と金曜日(11:30～14:00)のみ。 (入試などの繁忙期、長期休暇期間、あるいは出張時などは変更することがあります) 12時前後は席を外すこともあります。
< 電話番号 >	052-835-7133(名古屋キャンパス)
< F A X >	052-835-7119(同上) 海外から日本に電話する時の国番号は+81です。
< メールアドレス >	ic@mng.chukyo-u.ac.jp
< ホームページ >	中京大学 http://www.chukyo-u.ac.jp/ 同 国際センター http://www.chukyo-u.ac.jp/cuic/index.html

【国際センターのラウンジについて】

国際センターの学生用ラウンジは、2009年2月から新しくなりましたので、積極的に利用するようにしてください。

Agora (アゴラ): 国際センター入り口付近のラウンジ。

外国人留学生が頻りに集まる場所であり、学内での国際交流が可能となっています。

Salone (サローネ): 国際センター奥のラウンジ。

原則日本語を禁止。英語などを使って外国語の学習や、異文化交流のスペースとなっており、様々な国と地域の言語や文化に触れることができます。

注意: サローネは、使用する前に国際センターから許可をもらってください。

これらラウンジは、留学生と日本人学生の両方が使用します。ここが本学に在学する学生にとって国際的なコミュニケーションの場となるよう、留学生の方々にも秩序ある使用態度を求めます。

以下に学生ラウンジ使用に際して学生が守るべきルールを記しておきます。

- ◆ ラウンジは国際センター事務室と隣接していますし、中には勉強している学生もいます。必要以上に大きな声で話をしたり、大きな音を立てないで下さい。
- ◆ ラウンジでは携帯電話の使用を控えてください。
- ◆ ラウンジで食事をしない(食べ物を持ち込まない)で下さい。
- ◆ ラウンジ以外の場所には無断で立ち入らないで下さい。
- ◆ 設備品は、使用后責任をもって片付けて下さい。椅子は机につけて整頓し、ゴミは各自片付けて下さい。
- ◆ 国際センター業務の都合上、ラウンジの使用を一時制限することがありますのでご協力下さい。
- ◆ 備え付けの書籍、資料などを貸し出しして欲しい場合は、国際センター職員に申し出て下さい。1～2週間以内で貸し出しできるものもあります。但し、教科書に勝手に書き込んだり、CDを返し忘れたり、その他資料の破損が認められた場合には、相当額の弁済を求める場合があります。大切に使用し、返却期限を守ってください。

在留資格に関する手続きについて

皆さんは「留学」査証(ビザ)を持って、外国人留学生として日本に滞在しています。在学中は、在留期間の満了する前に、入国管理局(「入管」と略すことがあります)において、期間更新の手続きをしなければいけません。こうした法務局への各種申請業務を、留学生の皆さんに代わって中京大学国際センターの職員が行っています。

原則として長期休暇期間を除き、1~2週間に一度の割合で入管申請を行うこととします。時間的な余裕を持って(約2ヶ月前から受付可能)各種申請書類を完備し、国際センターに来てください。もちろん、書類に不備があれば申請はできませんし、また、学業面でも授業をしっかりと履修できているか等の確認を行います。アルバイト等で忙しく、授業に殆ど出ていない人は取次申請を行いませんので注意してください。

国際センターに来る際に必要な書類は下記のとおりです。必要書類は申請者の様々な状況によって変更することがあります。不明な点があれば国際センター事務室で必要な書類の確認をしてください。

尚、大学が発行する各種証明書等は、発行するまでに数日かかります。いきなり「明日までに作ってください」と言われても対応できない時があります。必ず時間に余裕をもって申請してください。

在留期間更新許可申請

在留期間の更新期限を忘れないようにしてください。

中京大学国際センターでは、在留期間の更新業務を皆さんにかわって入管に出向いて申請手続きをしています。しかしながら、それぞれの在留期間はみなさん本人から申請がないと私達には分かりません。せっかく中京大学の留学生になっても、在留期間を過ぎてもビザの更新をせず放置していると在留期間が無効となり、日本にいられなくなり、強制送還という最悪の事態も考えられます。

どうか、くれぐれも在留期間の更新は大学側でやってくれるからという安易な気持ちを忘れて、在留期限は各自自己管理をするようお願いをします。

また、文部科学省・法務省などからの指導もあり、毎年5月1日現在の「留学」査証の写しを大学に提出してもらいます。入学時、並びにビザ更新(又は変更)後すぐに国際センターに旅券の顔写真とビザ部分の写しと、外国人登録証の写しの両方を提出してください。これがないと、授業料減免、奨学金申請などを受けることも出来ませんのでご注意ください。

【申請に必要な書類】

1. 在留期間更新許可申請用紙(5枚)

【国際センターにあります。入国管理局 HP からダウンロードすることもできます。
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>】

2. 最新の成績証明書

中京大学で取得した単位については、教務課で発行します。発行には数日かかる場合があります(手数料100円)。

日本語学校・専門学校・他大学の日本語別科に通っていた場合は、以前通っていた教育機関が発行する**出席率の分かる成績証明書**が必要です。また、他大学に通っていた場合は学位証明書と成績証明書が必要です。

在留期間を更新する際には、成績証明書が必要となります。ただし、本学から秋学期の成績証明書を発行できる時期は、その該当年が終了した年の3月後半以降です。秋学期で成績発表の前に申請する場合は、**成績見込み証明書**を入管に提出します。

3. 最終学歴の卒業証明書 (正規新生、研究生のみ。日本語学校は修了証明書)

4. 学位証明書 (大学・大学院を卒業している場合)

5. パスポート

6. 外国人登録証の両面コピー

7. 入学許可書のコピー

正規生は新生のみ。(入試課から国際センターに届けられます。)

研究生の場合は、在籍許可時に教務課が発行する「**通知書**」が必要。(教務課から本人に届けられます。)

8. 収入印紙代 4,000 円と、「手数料納付書」

【書式は国際センター事務室にあります。】

9. 研究指導内容証明書 (研究生のみ指導教官と相談の上作成。)

【書式は国際センター事務室に問い合わせてください。手書き不可。必ずパソコン作成のこと。指導教官の個人印と学部/研究科長印が必要。内容は指導教官に相談して下さい。】

10. 在学証明書 (既に中京大学に在籍している研究生のみ。学生支援室で発行。)

【研究生2年目は下記の書類も必要】

11. 研究成果内容証明書

【指導教官に作成を依頼して下さい。手書き可。書式は国際センターに問い合わせてください。】

12. 理由書 【指導教官と相談の上、学生本人が作成。手書き可。】

*** 正規留学生でも、休学・復学・留年・博士課程在学延長等の場合は必要。**

【申請における注意事項】

2009年夏期から申請書類が新しくなりました。新しい申請書類の最後の頁に大学(本学の場合は国際センター)の公印が無ければ、入国管理局への申請が

来なくなりましたので注意して下さい。

ビザ(査証)の有効期限前一ヶ月間に日本国外へ出るのはなるべく避けて下さい。基本的には、在留期間更新の申請をしてから、入国管理局の審議中に日本国外へ出ることは許されません。やむを得ず国外へ出る場合は、日本に帰ってから査証の期間更新申請が確実に在留期限前に行える様、期間更新の資料を予め全て準備し、時間の余裕を持って戻るようにして下さい。尚、ビザの有効期限直前に依頼をされても、大学は取り次ぎ申請を行うことは出来ません。(学生本人が入国管理局に申請に行くことになります。)

基本的に空欄は無くし、該当しない箇所には「無し」と記入して下さい。

一度記入した箇所を訂正するには、二重線で消した後、捺印か署名をして訂正をして下さい。

在留中の一切の経費支弁能力を証明する書類について

1997年4月より入管法が改正され「身元保証人制度」は廃止されました。しかし、入管の審査過程で必要と認められるときは、銀行の学費や生活費など日本滞在中の経費の支弁に関する書類の提出が求められる場合もあります。また、学生本人が入国管理局でビザの期間更新申請等を行う場合も、在学証明書に加えて、経費支弁能力を証明する書類の提出が必要です。

通常、留学生本人が経費を支弁する場合、銀行の残高証明書や、銀行通帳の全頁のコピーを提出します。また、第三者が経費を支弁する場合には、入管にある「経費支弁書」とその方の年収を証明する書類・源泉徴収票または納税証明書・在職証明書・世帯全員の住民票が求められる場合もあります。

再入国許可申請

母国や海外に行く場合には、「再入国許可」の申請を行い、パスポートの中に「再入国許可」シールを貼ってもらってから出国しなければなりません。

この許可を取らずに海外へ出国すると、再び日本に入国する時、再度在留資格認定証明書を取得しないと入国できなくなります(留学ビザが無効になります)。

【申請に必要な書類】

1. 再入国許可申請用紙 1枚

【用紙は国際センターにあります。入国管理局 HP からダウンロードすることもできます。
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-5.html>】

2. パスポート

3. 外国人登録証の両面コピー

4. 収入印紙代1回用 3,000 円、又は数次用 6,000 円(ビザ有効期限まで有効)と、「手数料納付書」【書式は国際センター事務室にあります。】

資格外活動許可(アルバイトの許可)申請

留学生のみなさんの資格外活動許可は、日本で勉学をする目的で在留している留学生に、大学の推薦がある場合のみ与えられる資格です。学費その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望する時は、事前に資格外活動許可を受ける必要があります。

【申請に必要な書類】

1. 資格外活動許可申請書 1枚
【用紙は国際センターにあります。入国管理局 HP からダウンロードすることもできます。
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>】
2. 副申書作成依頼用紙【国際センターにあります。】
3. 外国人登録証明書の両面コピー
4. パスポート

【資格外活動許可についての注意事項】

- ◆ 言うまでもなく、アルバイトは勉強の妨げにならない範囲で行なわなければならないこと、**風俗関連のアルバイトは厳しく禁じられている**ことを十分理解しておいてください。
- ◆ 資格外活動許可の申請をするには、大学の国際センターが発行する「**副申書**」という**推薦状が必要**です。学生本人が直接入国管理局で資格外活動許可申請を行う場合でも、必ず事前に国際センターにて副申書作成依頼をして下さい。特に繁忙期は、すぐには対応出来ないこともありますので、**時間的余裕を持って申請して下さい**。
- ◆ 許可されれば、**正規留学生は1週間について28時間以内**のアルバイトが認められます（**研究生は14時間/週**）。但し、夏期休暇のような**長期休業期間中のみ1日8時間以内**迄認められています。**許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えてアルバイトをすると、処罰の対象になります。場合によっては強制退去の対象となりますので十分に注意して下さい**。
尚、長期休業期間とは、夏期休業・冬期休業・春期休業のことを指しています。これらは大学で定めた期間を指し、実際には授業がない期間とは異なります。
- ◆ **アルバイトをするときは、必ず資格外活動許可証(コピー)を携帯**する必要があります。
- ◆ アルバイトは誰でも出来る訳ではありません。**成績不振や授業への出席況が悪い場合には、副申書を交付しません。また、休学中の留学生のアルバイトは認めません**。
- ◆ 資格外活動許可の有効期間は、留学生が資格外活動許可申請をする時点で認められている在留期間と同じです。
- ◆ 2010年から資格外活動許可証はシールタイプになり、**申請にはパスポートが必要**になりました。

法務省 名古屋入国管理局の連絡先・行き方

[住所] 〒455-8601 名古屋市港区正保町 5-18

[電話] 代 表 052-559-2150

留学審査部門 052-559-2118

[交通機関] あおなみ線 「名古屋競馬場前」駅 徒歩1分



外国人登録証 登録場所:最寄りの市・区役所

日本に90日以上滞在する外国人は、住んでいる場所の市・区役所等に外国人登録をすることになっています。登録をした時に発行される「外国人登録証」は、日本国内では常に携帯していなければなりません。転居をした場合、在留期間を更新(変更)した場合、パスポートを更新した場合には、14日間以内に市・区役所に届け出る必要があります。特に、大学に入学管理局への取次ぎ申請を依頼する場合、更新手続きが出来ていない外国人登録証は受け付けられません。注意してください。

パスポートの有効期限

パスポートの有効期限は学生本人が常に把握し、期限が切れる前に学生本人が母国大使館等で更新の手続きを行ってください。(大学では手続き出来ません。)

国民健康保険について

人は健康な時には、自分が体調を崩した時のことや、事故に遭うなどということは考えもしないものです。以下の保険は、留学生として日本に滞在する場合には、必ず加入しておくべきものです。

【国民健康保険】

この保険では、原則として診療費の 70%が日本国政府により負担されるので、加入者が支払う金額は 30%ですみます。**必ず加入するようにしてください。**住んでいる場所の市・区役所の国民健康保険課で年額約 12,500 円(一般に比べて 70%減免された金額です。前年度の収入がある方はさらに保険料が高くなります。)の掛金を支払うと、「保険証」が交付されます。この保険への加入は、外国人登録をしていること・在留資格が一年以上あることが条件となっています。病気やけがで病院に行ったときは、その診療機関窓口で保険証を提示してください。

留学生とその家族が加入できる健康保険は、この国民健康保険だけです。**ただし、この保険は、出産・交通事故・健康診断・美容整形・前歯の治療・ギブス代などには使用できません。**

【注意】

2009 年度より、独立行政法人日本学生支援機構が留学生の為に行っていた医療費補助制度は廃止されました。

外国人留学生のための各種奨学金について

国際センターでは正規外国人留学生の皆さんを対象とした奨学金を取り扱っています。**募集の際は、正規留学生の皆さんには学内CNCメール、もしくは学部の学生にはALBOにて連絡をします。定期的に各自自己責任で確認をしてください。**また、CNCメールやALBOの使用方法が分からない場合は情報センターで確認をして下さい。

尚、一人の留学生が同時にいくつもの奨学金に併願することは公平さを欠きますので、**本学の留学生の奨学金において奨学金の応募は1人につき1件とし、その結果が出るまでの間は他の奨学金に応募できない**ことになっています。

また、基本的に、外国人留学生を対象とする全ての奨学金の学内選考において、中京大学外国人留学生給費奨学金選考基準を用います。下記は主な奨学金です。

1. 中京大学外国人留学生給費奨学金

中京大学では、教育・研究を通じて国際相互理解を図ることを目的とし、学業成績が優れているが経済的事情のため修学が困難な、学部、または大学院で学ぶ私費外国人留学生(正規生・交換留学生)に対し、「中京大学外国人留学生給費奨学金」を支給しています。募集内容は次のとおりです。

- < 募集人員 > 学部学生 7名以内
大学院学生 10名以内
- < 支給期間 > 1年間
- < 支給月額 > 学部学生 45,000円
大学院学生(修士・博士課程共) 65,000円

< 応募資格 >

- ◆ 中京大学学部に1年次から入学し、応募時2年次以上の正規学部学生
- ◆ 応募時に修士課程1年次・博士課程1年次以上の正規大学院生
- ◆ 応募時、在籍期間が2年目以上となる正規学部編・転入生
- ◆ 交換留学生(科目等履修生)
- ◆ 他機関の奨学金を受給していないこと
- ◆ 学内・学外で不祥事を起こしたものは応募不可
- ◆ 留年した学生

< 選考方法 >

学部学生・大学院学生ともに、まずは**学業成績を最重視**します。

業成績係数が高い方が順位は上になります。学業成績は前年度一年間分全ての科目が対象となります(**学部の学業成績係数は4.0満点中2.8以上、大学院は3.0満点中2.4以上の学生が対象**)。

尚、学業成績が同数値の場合は、その前の年度の成績や、習得単位数、学年等に基づき順位を決定することとなります。(詳細は募集要項等を参照。)

2. 文部科学省国費外国人留学生(国内採用)

- < 募集時期 > 支給開始の前年 12 月頃
- < 募集人数 > 学部・大学院各 1 名程度
- < 支給期間 > 学部・研究科の在籍期間中(大学院修士課程・博士課程に合格して進学する場合には延長申請可)
- < 支給月額 > 学部学生 125,000 円
大学院学生 154,000 円 (2009 年度実績)
- < 授業料 > 授業料並びに施設充実費が文部科学省より支払われます。
- < 主な応募資格 >
 - ◆ 年齢制限: 大学院学生については、修士または博士課程に在籍している者、あるいは卒業見込みの者で支給開始年の 4 月 1 日時点で 35 歳未満。学部学生については 4 年次進級見込みの 3 年生であって、支給開始年の 4 月 1 日時点で 26 歳未満の者。
 - ◆ 本邦と国交のある国籍を有するもの
 - ◆ 学業成績が特に優れていること
 - ◆ 心身ともに大学における学業に支障が無いこと。(詳細は募集要項等を参照)

3. 独立行政法人日本学生支援機構 学習奨励生奨学金

- < 募集時期 > 毎年 4 月頃
- < 募集人数 > 2009 年度実績は大学院 12 名、学部 20 名。追加支給は学部 11 名。
- < 支給期間 > 1 年間 (追加募集は 6 ヶ月間)
- < 支給月額 > 学部学生 48,000 円
大学院学生 65,000 円
- < 応募資格 >
 - ◆ 学業成績が特に優れていること
 - ◆ 中京大学からの推薦は、昨年度、本学の学業成績をもとに行います。推薦基準となる学業成績は、日本学生支援機構の計算方式を用いて、原則として成績係数が学部学生の場合は 1.5 以上、大学院学生の場合は 1.8 以上ですが、実際の合格者の成績係数はこれら基準より高いのは言うまでもありません。 (詳細は募集要項参照)
 - ◆ 規程の応募資格では、経済状況について仕送りが平均月額 9 万円以内であり、留学生本人が負担する住居費(部屋代のみ)が月額 5 万円以内であることとなっています。
学習奨励生の各大学の推薦人数制限枠は毎年変動します。

4. 民間団体の奨学金

国際センターには、年間を通じてさまざまな民間団体から留学生を対象とした奨学金の募集案内が届きます。これらの中には、学年・年齢・国籍などの面で 出願の時に条件が付いているものもあれば、一切条件の無いものもあります。

また、殆どは中京大学を經由して(学長等の推薦書を添付して)申請することになっており、留学生が直接各種奨学金団体に申請書類を提出することはできません。

募集要項をよく読んで、申請のルールは必ず守るようにしてください。

以下、主な民間機関からの奨学金についてその概要を記しておきます。募集人数で特に指定が無いのは全国あるいは中京地区での採用数です。

財団法人ロータリー米山記念奨学生

- < 応募資格 > 学部・大学院に在籍する外国人留学生
45歳未満
(その他、国籍等の制限あり)
- < 推薦人数 > 2010年度採用0名(大学院・学部各1名の推薦枠)
- < 奨学金額 > 月 額10万円(学部3、4年対象)
月 額14万円(大学院課程)
- < 支給期間 > 1年間(最長2年)
- < 募集時期 > 例年9月下旬

財団法人市原国際奨学財団奨学生

- < 応募資格 > 学部・大学院に在籍する留学生(中国国籍は不可)
- < 推薦人数 > 2009年度採用学部1名(大学院・学部から計1名の推薦枠)
- < 奨学金額 > 月額5万円
- < 支給期間 > 正規の最短修業年限
- < 募集時期 > 12月下旬～2月上旬

財団法人平和中島財団奨学生

- < 応募資格 > 学部・大学院に在籍する留学生
- < 募集人数 > 学部80名・大学院80名
- < 推薦人数 > 2010年度採用学部1名
(大学全体で1名の推薦枠+継続者1名)
- < 奨学金額 > 月 額10万円(学部課程)
月 額12万円(大学院課程)
- < 募集時期 > 例年9月上旬～

【その他】

「なごや市民留学生交流員支援金」

「名古屋市内に在住する留学生のうち、経済状況が困窮している者に対し、安定した勉学の条件整備を図ることを目的として、財団法人名古屋国際センターが名古屋市から事業補助を得て留学生支援金を支給するとともに、支援金受給者は「なごや市民留学生交流員」として、名古屋市を海外に広く紹介し、また、名古屋市民との交流を図る役割を担うものとする。」

<対象者> 中京大学では、下記の条件を満たす正規学部一年生(外国人留学生)。

名古屋市在住

収入月額 10 万円以下。

国民健康保険加入者。

他の奨学金を受給していないこと。

国際留学生会館に居住していないこと。

<募集時期> 6月から7月頃

<支給金額> 月額 1 万円

受給が決定した学生には、「なごや市民留学生交流員」として、最初の支援金を受け取ってから 1 年以内に、名古屋市または財団法人名古屋国際センターが実施する各種市民交流事業または国際交流事業に 2 回以上参加し、報告書を提出してもらいます。

愛知留学生会後援会「緊急援助金」

留学生に対し深い理解のある地域団体からの寄付により運営される。「緊急」に経済的困難に陥り、緊急に支援が必要と認められた留学生に対し支給される。

<対象者> 経済的困窮に陥り、緊急に支援が必要な私費外国人留学生であり、且つ、下記を満たす学生。

学業・人物等が優れ、指導教員又は留学生担当者の推薦がある者。

奨学金等を受給していない者(1ヶ月5万円未満の奨学金を除く)。
同年度内に緊急援助金に申請したことの無い者。

<募集時期> 随時

<支給上限> 10 万円まで。

<申請方法> 国際センターに相談してください。

返済は義務ではありませんが、将来金銭的に余裕が出来た時に少しずつでも返却することが望ましいとされています。

【注意】

奨学金募集及びその他の国際センターからのお知らせは、名古屋・豊田両キャンパスともに、中京 ALBO(学部)あるいは学内 CNC 電子メール(主に修士・博士課程)で案内します。希望する学生は、こまめにメールチェックをするようにしてください。

見なかったことによって被った不利益については、学生の自己責任であり、いかなる理由でも救済することは出来ません。くれぐれも気をつけてください。

国際留学生会館について

【名古屋国際センター 国際留学生会館】

愛知県と名古屋市の共同プロジェクトとして建設された会館で、宿舎としての機能はもちろんのこと、生活相談・研修施設・情報提供・県民市民との交流事業など幅広い留学生支援活動を行なう施設です。

- < 所在地 > 名古屋市港区港栄 2-2-29
- < 居室の概要 > (単身用)炊事設備・浴室・ベッド(布団なし)・受信専用電話
(夫婦用)炊事設備・浴室・ベッド(布団なし)・受信専用電話
- < 入居資格 > 愛知県内の大学に在学中または入学試験に合格している留学生。
会館の研修・交流事業に協力できること。
- < 入居期間 > 4月1日から翌年3月28日、または10月1日から翌年9月28日迄のいずれか1年間 = 12ヶ月
- < 使用料 > 単身用月額 20,000 円, 夫婦用月額 25,000 円
光熱費・水道料等は実費負担
入居時に敷金として 1万円が必要です。
これは原則として、退去時に返却されるものです。
- < 募 集 > (募集期間)春:12月上旬~2月上旬 秋:7月上旬~8月中旬
毎年春・秋の2回、大学宛に募集の連絡があります。
国際センターからのCNCメールまたはALBOで連絡します。
入居希望者が多い場合は、入居できないこともあります。

【注意】

以前、この会館への許可を頂き、入居したにも関わらず、「大学までの距離が遠い」という理由ですぐに退去してしまった留学生がいました。言うまでもなく、こうした理由での退去は、絶対に認められません。

同様の理由で入居が認められた後に、退去することが発生した場合には、二度とこの会館への中京大学留学生の入居は認めてもらえなくなります。このことをよく考えてから入居の申請を行ってください。また、申請をする前に会館を見学することが出来ます。心配な場合は必ず見学してから申請して下さい。

【期間途中の退去は、原則として不可とします。】

授業料の減免について

中京大学は、外国人留学生を対象とした授業料減免を行っています。2010年度は授業料の3割(30%)にあたる額を減免します。ただしこれは、その次の年も(あるいはそれ以降も)3割減免を行うことを保証するものではありません。つまりこの減免制度は、毎年大学がどうするかを取り決めることになっています。従って、2010年度は3割減免が留学生の皆さんに適用されても、2011年度もそのまま3割減免を行うかどうかは、未定だということです。来年以降の新生入生については、減免の割引率が変更になることも考えられますので、くれぐれもこの点を理解しておいてください。

尚、授業料の減免については、以下のことに注意してください。

- ◆ 学部学生で8セメスター、大学院学生の修士課程で4セメスター、博士課程で6セメスターが終了した時点で留年した場合は、それ以降の授業料の減免はありません(大学院博士課程の在学延長生も学費減免の対象にはなりません。)また、留年した場合は、各種奨学金の申請資格も失う場合がありますので、十分注意してください。
- ◆ 休学した場合の復学後の取り扱いに関しては、別途相談に来てください。

学費延納について

学費の納入期限までに納められない場合は、本学所定の「学費延納願い」を提出してください。【窓口:学生支援室】

中京大学同窓会費について [1年~3年生用]

中京大学では、毎年本学全学生に対し、同窓会費の納入のお願いをしています。これは、あくまでも個人の意志で行う任意の納付金です。

同窓会費は、卒業証書のファイル作成、学内の机やパソコン、椅子などを購入する際の補助として、また長野県にあるふたつのセミナーハウスの一部として使用されています。これを納入しなければ入学あるいは在籍ができないものではありません。同窓会費は、日本人・留学生関係なく中京大学の皆さんのいろいろなサービスを行うにあたって、それらを留学生の皆さんも享受していると理解しておりますので、これからも強く留学生の皆さんに対しても、同窓会費納入をお願いしたいと思っています。是非ともご協力ください。

休学&復学、30日以上の欠席について

休学や復学は、皆さんの在留資格に影響します。必ず国際センターに相談してから、学生支援室で手続きをして下さい。休学理由によっては、次回の在留期間更新が非常に難しくなることがあります。基本的には、学生本人の病気や怪我、家族の看病に伴う長期帰国など、やむを得ない明確な理由がある場合に限り、査証更新の可能性があると考えて下さい。尚、外国人留学生の休学中の日本でのアルバイトは認めていません。

また、休学をすることにより、履修経過悪や卒業に大きな影響が出ます。授業に関しては、事前に教務課に相談をしておくことを強くお勧めします。又、30日以上学校を休む場合は教務課に事前に連絡する必要があります。

大学との連絡について(緊急時含む)

大学から正規外国人留学生のみなさんへの連絡方法(通常)

奨学金・イベントなど、正規学部・大学院生留学生の皆さんに関係する連絡などについては、原則として ALBO、あるいはCNCメールを通して行っています。(学内で設定したメールアドレス宛に送信します。)

必ず、各自頻繁に確認ようにしてください。国際センターから連絡をしたにも関わらず、留学生の皆さんが見なかったことにより被った不利益については、救済する方法がありません。十分注意してください。

国際センターから留学生のみなさんへの連絡方法(緊急時・帰国時)

緊急に皆さんに連絡を取る場合の為に、大学側は皆さんの正確な現住所と電話番号を知っている必要があります。新しく入学した学生や、住所や携帯電話番号を変更した時は、学生支援室 CUBICS 上の変更だけでなく、国際センター事務室へも必ず届けを出してください。

また、長期間日本を離れる場合にも、緊急連絡先と期間を必ず国際センターへ届け出るようにしてください。

学生の皆さんから大学への緊急時連絡方法(事故・災害等)

事件・事故・災害等が起こった場合は、大学に連絡をしてください。

国際センター直通電話番号：052-835-7133 (豊田・名古屋両キャンパス共通)

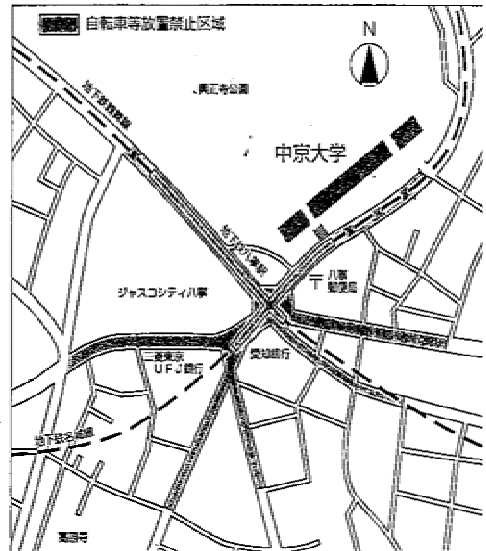
学生支援室 直通電話番号： 名古屋キャンパス 052-835-7163
豊田キャンパス 0565-46-1230

通学手段について

名古屋キャンパス

自動車による通学は、全面禁止です。オートバイは、原動機付き自転車(50cc未満)に限り、登録制により学内の専用駐輪場に必要優先順で駐車を認めています。50ccを超えるオートバイでの通学、許可された原付であっても学内の専用駐輪場以外の場所および大学周辺の歩道上に駐輪した場合、嚴重処分します。


自転車は、決められた場所に駐輪して下さい。専用駐車(輪)場を利用して下さい。近隣の住民に迷惑がかからないように、大学周辺の道路や駅周辺は、名古屋市の「自転車放置禁止区域」に指定されているため、放置自転車は直ちに撤去されます。



豊田キャンパス

自動車で通学する場合は、車両登録が必要です。未登録車両は学生駐車場を利用できませんのでご注意ください(単車の登録は行っていません)。学生の車両保有台数の増加に伴い、駐車場・駐輪場は確実に不足しています。徒歩圏内に下宿するひとは、自動車・単車による通学の自處にご協力下さい。

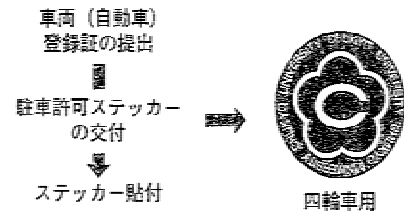
- 登録手帳を失くすこと
- 学生駐車場へ駐車すること
- 学生駐輪場へ駐輪すること
- チューンナップ禁止
- 学生課へ来ること
- 迷惑駐車禁止



中京大学
交通安全対策協議会

迷惑駐車車両、未登録車には、上記の警告ステッカーを添付します。

駐車許可ステッカー交付手順



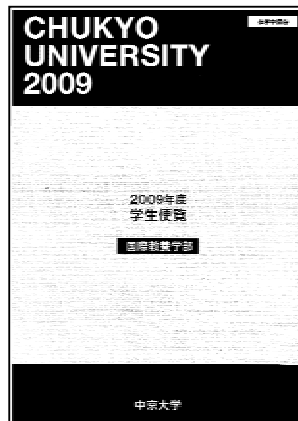
(学生便覧より抜粋)

【注意】 交通事情の異なる日本で車を管理することは、留学生にとっては経済的にも困難なことであり、個人では解決不可能な様々な問題の生じる可能性があります。
大学としてはこういった事情から、留学生の方々には在学中に自動車を保持すること、および自動車を借りるなどして運転することを控えるよう強く求めています。

【注意】 残念ながら、自転車の盗難が多く発生しています。自転車を購入したら直ちに盗難登録をして下さい。また、**自転車は、必ず盗難登録をした所有者が使用し、他人への譲渡はしないように注意して下さい。**

学生便覧について

各学部の学生便覧には、キャンパス基礎知識(学籍異動、各種証明書、学生生活の諸注意等)や、履修等(授業・単位・成績・試験)等について、中京大学の学生として知っておかなければいけない情報が詳しく書いてあります。必ずしっかり読んでおいて下さい。



最後に

この生活マニュアルが、皆さんの中京大学で留学生活に役立てば嬉しく思います。もし内容について分からない点があれば、国際センターに聞いて下さい。

中京大学 国際センター